

第2回第4小委員会会議録

日 時 平成17年2月16日(水)午後3時00分～午後3時20分
会 場 庄内情報プラザ 601号室

出席者

・委員長

佐藤 弘

・委員

伊藤 一哉 齊藤 康広 小松原 俊

(欠席委員 伊藤 善市)

・説明員

農林水産部会長 前田 茂実 林業水産分科会長 畠山 修

農業委員会分科会長 小倉 税 農業委員会分科会 土井 一郎

事務局職員

五十嵐龍一 大滝 太一 後藤 重明 遠藤 裕一 斎藤 徹

議事日程

1 開会

2 あいさつ

3 協議

農業委員会委員の在任特例の取扱いについて

4 その他

5 閉会

開会 午後3時00分

事務局長（五十嵐龍一） 例年になく厳しい日が続いておりますけれど、足元の大変悪く、また、急なご案内を申し上げたところでございますが、今日第2回となる第4小委員会のご案内申し上げたところでございます。伊藤善市委員、今日は欠席させていただくというご連絡をいただいております。ご了承をいただきたいと思いますが、小委員会設置規程による定足数は満たしておりますので、これから小委員会の開会をお願いしたいと思います。

委員長あいさつ

事務局長（五十嵐龍一） 開会にあたりまして、委員長からごあいさつをお願いいたします。
委員長（佐藤 弘） お忙しい中、足元の悪く、そして、時間帯も3時ということで大変委員の皆さんにも申しわけありませんけれども、今日の会議を召集させていただきました。

内容については、皆さん既にお聞きのことと思いますけれども、農業委員会の2か月以内という特例の問題につきまして、一定の内部協議が終わったということがありまして、それを踏まえて、本当は文書等で事務方の連絡で良いのかなとも思いますけれども、前にもいろいろこのことで協議したときには、協議が整った段階で委員会にお諮りをさせていただくというふうな話もしていましたので、あえて、今日委員会を開催させていただいたわけでありませぬ。

後でご説明ありますけれども、2か月以内ということは、当初は合併の期日がいつということが決まっていない段階で農業委員会の方が2か月以内というふうなことで決定をされ、我々の小委員会に付託を受けたわけでありませぬ。11月1日で今対応しようとしていますけれども、12月いっぱいという形になるので、大変お忙しい、あるいは、変な時期になっちゃうなというふうな思いもありまして、その辺、今日お集まりいただいて、いろいろ経過をお聞きしながら、ぜひ皆さんからご理解をさせていただきたいと思ひます。

なお、日程的なものもそうなんです。19日は、協定したものの調印式という行事もありますけれども、それには何ら関係は無いと思ひますけれども、3月定例会にはどうしても議案としてその期日が提案されなければならないということで、19日終わってからも良かったんですけれども、なかなか日程調整もできないだろうということで、今日のこの日にさせていただきます。皆さんよりご理解をさせていただきたいと思ひます。

若干の時間で済むかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局長（五十嵐龍一） 委員長、ありがとうございました。

それでは、最初に本日の説明員の紹介を申し上げます。

まず、農林水産部会長の、平田町前田農林課長でございます。

農林水産部会長（前田茂実） はい、前田です。

事務局長（五十嵐龍一） 次に、農業委員会分科会長、酒田市の小倉農業委員会事務局長でございます。

続きまして、林業水産分科会長、八幡町の畠山農林課長でございます。

事務局からは、私、五十嵐と、大滝、後藤、遠藤、斎藤が出席をさせていただいております。

それでは、議事にお進みいただきと思いますが、規定によりまして委員長より議事をお進めいただきしたいと思います。

協議 農業委員会委員の在任特例の取扱いについて

委員長（佐藤 弘） それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。

規定でありますから、私から議事の進行役をさせていただきたいと思います。

それでは、農業委員会委員の在任特例の取扱いについてを協議したいと思います。それらについて、部会あるいは分科会でいろいろご議論しながら決定されたようですから、そのことについて、ご報告をいただきたいと思います。部会長ですか。

農林水産部会長（前田茂実） このことにつきましては、事務局の方から。

委員長（佐藤 弘） それでは、事務局の斎藤さんから。

事務局（斎藤 徹） それでは、事務局の方から説明させていただきます。農業委員会委員の在任特例の取扱いについてということで、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

それでは、第4小委員会資料の方をご覧ください。

初めに、1市3町での協議結果ということで、一番上に記載してございます。こちらの方、資料一番上、1市3町の協議結果と書いてある枠の中でございますけれども、「市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、1市3町の農業委員会の選挙による委員であった者が、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する期間は、

新市設置の日から平成17年11月30日までの間とする。」ということで、在任特例期間は、合併の期日、平成17年の11月1日から11月30日までの1か月ということで協議をしたところでございます。

そして、この協議に至るまでの経過といたしましては、委員の皆様もご承知のとおり、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、既に協議会で確認をいただき、ただいま委員長の方からお話がありましたとおり、今週末に協定書の調印式を迎えることになっております。その中の、農業委員会の委員の在任特例の期間につきましては、資料の下のほうの四角の枠がございますけれども、こちらの方に調整方針の抜粋ということで記載しておきました。こちらの中で、アンダーラインの部分になりますが、新市設置の日から2か月以内の間として確認をしていただいたという経過がございます。この内容は、その下の協議経過の概要にもありますように、できるだけ短期間での設定とするために、具体的な期日については、合併の期日が決定していない段階では設定できないということもありまして、合併期日の確認後に合併期日等を考慮して、合併までに関係市町の協議の上設定することとしたという経過がございました。

この経過を受けまして協議に入るわけですが、この協議という部分ですが、合併までに関係市町で協議の上設定するという点につきましては、資料の方の協議経過として記載はしてありますけれども、農業委員会の委員の在任の特例期間につきましては、合併特例法の第8条第1項、それに第8条第4項、それに第6条第8項の規定によりまして、合併関係市町村が協議して定めまして、その後合併関係市町村の議会の議決を経て、その内容を告示することによって効力が発生するという点になってございます。

具体的な手続としましては、1市3町の3月定例議会に提案予定であります合併関連議案の中に、農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議を議案として提出する必要があると同時に、その議案に添付させていただく協議書については、在任特例期間について新市設置の日から、確認をいただいた調整方針の2か月以内の中で、具体的な期日を定めて議案として提案していかなければならないということになるようでございます。そういったことから、今回関係市町で事前協議をさせていただいたという経過でございます。

それで、協議の内容につきましてはですが、第2回の北庄内合併協議会で、新市の合併の期日が平成17年11月1日と確認されたことによりまして、農業委員会の委員の在任特例期間は、平成17年11月1日から平成17年12月31日までの間で設定できることになり

ます。そのため、資料にも記載してありますが、2回の農業委員代表者会議ということで、北庄内の1市3町の農業委員の会長と職務代理者の方々と構成していただいた農業委員代表者会議における、農業委員の皆様の意見を踏まえながら、分科会及び部会において協議を行って、次の三つの点を重要視した中で、在任特例期間については、11月30日までとすることで協議をした次第でございます。

三つの点というのは、一つ目につきましては、在任特例期間はできるだけ短期間としながらも、事務の空白期間ができることによって農家等への支障が無いようにしなければならないということが最大課題でございました。

二つ目につきましては、農業委員会の許認可を含めた事務全般において、現在の1市3町では、総会や部会等の開催、それからその後の県とのやり取りなども含めまして、その後の事務調整の流れを考えた場合、よりスムーズな事務移行ができるのは、月末に設定するのが望ましいということが1点ございました。

それから三つ目につきましては、在任特例期間の設定できる11月から12月にかけては、新酒田市の公的業務といたしまして、12月定例議会があるであろうと予想されます。そのことがございまして、農業委員会会長の業務も含めまして、12月定例議会の開催期日を考慮した場合、過去の酒田市議会の開催期日を参考にしたところ、12月4日前後から12月20日前ぐらいまでの開催期間となっていたことから、12月中の設定についても、なるべく避けるべきであるということで協議がされました。

これらの3点を総合的に考慮して協議した結果、在任特例の期間は、新市設置の日から平成17年11月30日までの間とするのが一番よいのではないかとということで、協議結果が決まった次第でございます。

以上、ちょっとわかりにくい説明ではありましたが、簡単に農業委員会委員の在任特例の取扱いについての協議結果の報告とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（佐藤 弘） はい、丁寧に協議内容について説明がありました。このことについて、委員の皆さんからご意見等があれば、お聞きしたいと思います。

平成17年11月30日までに選挙をやらなければならないということになるわけですね。農業委員会も。

事務局長（五十嵐龍一） はい。

委員長（佐藤 弘） 議会・市長は50日以内、こっちは30日以内になったわけです。これは、選挙管理委員会が絡むわけですが、協議の中で、農業委員の皆さんの代表者会議の中で同時選挙ということは頭の中に入れながらご相談されたのか。ざっくばらんでいいですから、もしそういうことがあれば、それは避けても、11月30日までというような方向性になったのかもしれませんが。はい、分科会長。

農業委員会分科会長（小倉 税） 選挙管理委員会には、分科会組織がないです。ですから、あまりこういうことに今のところ選挙管理委員会ではひしひしとは感じていないと思いますが、私なりに、内々にこんな原案で農業委員会の方は可能性があると、その他に首長さん議員さんの選挙が絶対出てまいりますというようなことはお話申し上げております。

農業委員会代表者会議の中では、確かにいろんな選挙をしなければならないので、当局も大変だろうし、立候補する方々もいろいろ大変でしょうという話題は出ておりましたが、どうしても12月議会を中に包含した2か月以内であるものですから、議会に毎年のように絡むような場面、毎回の選挙で出てきますね。それの方が、かえって支障があるでしょうと。最初の年だけご苦労してもらっても、11月30日を任期満了としてもらえれば、12月議会の日程を気にしないでいい点は有利ですねという話が出ていました。

委員長（佐藤 弘） 任期が4年と3年という違いも出てきますからね。

何かありませんか、小松原委員。

委員（小松原俊） 代表者会議で十分話し合ったと思いますので、それを受けての今日の会議だと思いますので、私は、代表者会議でいいんだとすれば、それで結構です。

委員長（佐藤 弘） はい。齊藤委員、何かありますか。

委員（齊藤康広） 今、小松原さんの言うとおりでと思いますけれども、ただ、事務局体制が非常に忙しいわけですよ、1か月詰めたということになれば、新市設置になってから1か月以内で告示までの間が非常に短くなるということで、告示日もあると思いますが、その辺非常に新農業委員になる方も、気持ちの面からしても、非常に短い期間で戸惑いがないのかという懸念もありますし、事務局としても非常に短い期間でやらなければならないということになると、時間的に期間的に支障がないということを確認したとは思いますが、忙しい日程になるのかなという感じはしています。事務局で言うとおりでできると確認していることであれば、私もそれで結構かと思います。

委員長（佐藤 弘） はい。伊藤委員は。

委員（伊藤一哉） はい、私も。

委員長（佐藤 弘） はい、それでは、分科会等で決定されました、任期は特例で11月30日ということで、皆さんいいですね。

〔「はい」と発言する者あり〕

委員長（佐藤 弘） はい、ありがとうございました。

今、お話あったように11月30日ということで、これは後は、いろんなどっかで詰めてもらえばいいことです。我々が何だかんだ言うことはないで、市長、議会議員と農業委員会の選挙の日程等は、もうどちらかにお任せするというふうな形になろうかと思えます。そんなことで皆さんからご意見がありませんので、このことについては、そのように私どもも理解していきたいと思えます。

その他

委員長（佐藤 弘） 以上が今日の案件ですけれども、その他皆さんからあれば、せっかくの機会ですからお聞かせ願いたいと思えます。

このことについては、2か月以内と決めておいたので、本当は4か月であれば少し楽な日程で調整されたということあるのだけれども、これだけは既成の事実で2か月以内ということで調整が成り立っているということで、ここは動かせないと。そんなことで、11月30日ということで設定をしたわけですから。このことについては、議会の関係については3月定例会で議決を得るということになろうかと思えます。事務局の方からその後のいろんな経過、これからの流れについて若干ご説明願いたいと思えます。

事務局長（五十嵐龍一） ご協議いただいて、ご了承を第4小委員会からいただいたということでございまして、ありがとうございました。

この内容は、19日予定しております第3回の協議会で、事務局から報告をさせていただきます。ということでご了解をいただきたいと思えます。

それから、その後協定の調印式ございますが、協定書は本小委員会で確認をいただいた、2か月以内という文言そのままの協定書で臨みたいというふうに思っておりますので、この点もご了解をいただきたいというふうに思っております。

協定書の調印を終えた後、それぞれ3月議会、合併関連議案の一つとして農業委員会の今回の在任特例の関係で、11月30日までと在任特例の期間を設定をした議案を提案をさせていただきます。提案する日にちは、それぞれ議会のご都合にお任せしているわけござい

ますが、どうぞスムーズに議決をいただきますように、特段のご配慮をいただきたいというふうに思っております。

今後の進め方としては、以上のように考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（佐藤 弘） はい。大変貴重な時間を割いていただきお集まりいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

以上で第4小委員会の議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 午後3時20分